

安佐市民病院跡地活用検討協議会開催要綱	
（開催）	
第 1 条 安佐市民病院の主要な機能の移転により生じることになる跡地（以下「安佐市民病院跡地」という。）について、その活用方針を検討、作成するに当たり、地域住民から意見を聴き、協議・調整するため、安佐市民病院跡地活用検討協議会（以下「協議会」という。）を開催する。	
（意見聴取等）	
第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取及び協議・調整する。	
（1） 安佐市民病院跡地の活用方針に関すること。	
（2） その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。	
（構成）	
第 3 条 協議会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。	
（1） 安佐北区コミュニティ交流協議会会長及び副会長	
（2） 可部地域住民代表者	
（3） 企画総務局企画調整部長	
（4） 安佐北区副区長	
（座長等）	
第 4 条 協議会に、委員の互選により座長を 1 名置く。	
2 座長は、会務を総理する。	
3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。	
（会議）	
第 5 条 協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。	
2 協議会は、公開とする。	
3 座長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。	
（庶務）	
第 6 条 協議会の庶務は、企画総務局企画調整部政策企画課において処理する。	
（その他）	
第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、企画総務局長が定める。	
附 則	
この要綱は、平成 2 7 年 1 2 月 3 日から施行する。	

安佐市民病院跡地活用検討協議会 委員名簿	
（五十音順（市職員を除く）、敬称略）	
＜氏 名＞	＜所属・役職＞
岩 重 守	安佐北区コミュニティ交流協議会副会長 （白木地域）
大 畠 正 彦	安佐北区コミュニティ交流協議会会長 （可部地域）
尾 田 豊 機	安佐北区コミュニティ交流協議会副会長 （安佐地域）
中 平 吉 子	安佐北区コミュニティ交流協議会副会長 （高陽地域）
坊 聰 彦	可部地域町内会自治会連絡協議会幹事 （可部地域）
松 井 修	可部地域町内会自治会連絡協議会幹事 （可部地域）
向 井 文 武	安佐北区コミュニティ交流協議会副会長 （高陽地域）
阪 谷 幸 春	広島市企画総務局企画調整部長
児 玉 尚 志	広島市安佐北区役所副区長